

水産政策審議会企画部会

第79回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第79回 企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成31年2月14日(木) 13時30分

閉会 平成31年2月14日(木) 15時16分

2. 出席委員

(委員) 内田 和男 姜 明子 佐藤 安紀子 東村 玲子

平野 澄子 細川 良範 水越 和幸 山下 東子

(特別委員) 久保田 正 津田 幸喜 中川 竹志 中田 薫

平山 孝文 若狭 信行 和田 律子

3. その他出席者

(水産庁) 森漁政部長 神谷資源管理部長 保科増殖推進部長

岡漁港漁場整備部長 藤田企画課長 中管理課長

廣野漁業調整課長 廣山研究指導課長 高瀬漁場資源課長

黒萩栽培養殖課長 石川参事官 藤井参事官

魚谷生態系保全室長 中奥内水面漁業振興室長

高屋捕鯨室長 他

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第79回企画部会
議事次第

日 時：平成31年2月14日（木）13:30～15:16

場 所：農林水産省第2特別会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

（1）平成30年度水産白書（案）について

（2）漁業法等の改正について

（3）その他

4 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	平成30年度水産白書(案)について	3
3	漁業法等の改正について	19
4	その他	28
5	閉 会	33

○企画課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから水産政策審議会第79回企画部会を開催したいと思います。

開会に当たり、森漁政部長より御挨拶を申し上げます。

○漁政部長 森でございます。皆様方には、御多忙の中、審議会に御出席をいただきありがとうございます。一言御挨拶を申し上げます。

冒頭、これまで水産政策審議会委員を務めていただいております南山金光全国内水面漁業協同組合連合会副会長理事でいらっしゃいますけれども、1月9日をもって辞任をされ、その直後、1月11日に急逝されたということでございます。まず御報告申し上げたいと思います。

南山前委員におかれましては、平成29年、一昨年7月から水産政策審議会委員として、いろいろな貴重な御意見を賜ってきたところでございます。この場をおかりいたしまして、南山前委員に対して謹んで哀悼の意を表させていただきたいと思っております。

本日は、平成30年度水産白書の作成に向けまして、この原案について御意見等をいただきたいと存じます。本日御議論いただきます、水産の動向（原案）につきましても、昨年11月の企画部会におきまして構成、内容の大枠についていただきました御意見を踏まえまして作成をしたものでございます。後ほど詳細を御説明申し上げますが、第1章では、特集テーマであります「水産業に関する人材育成」ということございまして、これまでの人材育成の変遷でございますとか、学校における教育、さらに新規就業者の育成等がどのように行われているのかということにつきまして考察をしているところでございます。また、第2章の一般動向編につきましても、例年どおり我が国水産業の状況、東日本大震災等からの復興の近況について、原案として作成をして取りまとめたものを御提示させていただいております。

また、今回、漁業法改正を含みます水産政策の改革でございますとか、新しい外国人材の受け入れの枠組み、日EU経済連携協定の発効などについて、それぞれの章・節で、できる限り新しい動きも盛り込めるように作業を進めてきているところでございます。

また、本日の会議におきましては、水産白書の御議論の後、昨年12月に成立いたしました漁業法等の一部改正法案の概要でございますとか、あるいは、これも昨年末に政府として決定いたしました今後の捕鯨政策のあり方につきましても説明をさせていただきたいと考えておるところでございます。

本日は、限られた時間ではございますが、委員の皆様方から忌憚のない御意見を賜られ

ばということでございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

○企画課長 それでは、事務手続上の御案内を申し上げます。

本日の会場につきましては、委員の皆様の前にマイクは設置されておりません。御発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちしますので、挙手をいただきまして、それから御発言をお願いします。

それから、マイクを使用するときの注意事項なのですが、コードレスマイクを横から発言すると、うまく音を拾わないということなので、真っすぐ前へ向けて、一番上のでっぺんのところを口のほうに向けて発言していただくと、非常に後で音がとれて記録が助かるということがございますので、御協力をいただければ幸いに存じます。

また、本日は、情報共有の円滑化や文書事務の効率化を図るためペーパーレスで実施しております。ただ、前回の企画部会で委員の方からの御要望がございました、議事次第ですとか配付資料一覧、あと委員・特別委員の名簿、さらに本日、相当資料が大部でございますので、「平成30年度 水産の動向」の原案の目次の部分、これにつきましてはペーパーでも配付をさせていただいております。

それでは、委員の出席状況について御報告をいたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員11名中8名の方が御出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立していることを御報告いたします。

また、特別委員につきましては、12名中7名の方が御出席されております。

なお、委員のうち、南山金光委員の辞任に伴いまして、同委員の後任といたしまして、全国内水面漁業協同組合連合会専務理事に委員をお願いすることになりました。内田和男委員でございます。

○内田委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

○企画課長 それで、水産政策審議会、この議事につきましては、水産政策審議会議事規則第6条に基づきまして公開で行うこととなっております。また、第9条に基づきまして議事録を作成し、縦覧に供するものとされてございます。

では、本日の配付資料の確認をさせていただきますけれども、先ほど申し上げましたように、紙では幾つか簡単なものを用意させていただきまして、それから、パソコンを操作していただいて、議事次第資料、資料1から資料7まで入っていると思います。もし入っていないようでしたら、事務局のほうに御連絡ください。

それから、カメラで撮影されている方がいらっしゃいましたら、撮影はここまでということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、山下部会長、議事進行のほうをよろしく願いいたします。

○山下部会長 皆様、こんにちは。年度末、お忙しいところ、お集まりくださいましてありがとうございます。

先ほど森漁政部長からもお話がございましたように、南山委員が御逝去されました。この場をお借りしまして御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、着席をして議事に入らせていただきます。

本日の議題は、平成30年水産白書（案）及び漁業法等の改正についてとなっております。また、本部会は、これから2時間後になりますが、15時30分までの予定としておりますので、議事進行への御協力よろしく願いいたします。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、大変恐縮ですけれども、私のほうから資料2につきまして座って御説明をさせていただきます。資料が大部でございますので、駆け足で発言することをお許してください。

それで、前回、昨年11月30日の企画部会でいただいた御意見を踏まえまして、今回原案を作成しております。なお、特集のテーマにつきましては、あらかじめ教育に携わっておられる委員の方から御助言をいただきまして作成をさせていただきました。この点につきましては御協力に感謝を申し上げます。

それでは、第1章、特集、第1節、水産教育による人材教育の部分でございます。

(1)の部分でございますが、ここは明治からの水産教育の変遷を記述しております。アが明治時代から第二次世界大戦まで、イが第二次世界大戦後から昭和期まで、ウは平成期という期間で記述しております。要約をいたしますと、昭和47年のオイルショックや、その後の排他的経済水域、これが国際的に定着したという期間までは、水産業の発展とともに遠洋漁業を中心とする漁業従事者の育成に力を注いできたというのがございますけれども、漁業の縮小とともに、水産高校ですとか水産系の大学は、違う創意工夫をした新たな時代に対応した教育というものに移ってきているということになっております。

3ページの図でございますが、ここに学校関係の変遷の非常に大まかな流れを掲載しております。また、その後のコラムにおきまして、海洋教育についても触れさせていただきました。

4 ページからの（2）小学校での水産業に関する学習、あと次、7 ページまで飛びますけれども、中学校での水産業に関する学習につきましては、前回の企画部会で委員からの御指摘を踏まえた記述としてございます。文部科学省の学習指導要領におきまして、関係する科目別に水産業に関連する部分を抜粋して掲載するとともに、事例を幾つか紹介をしております。

9 ページからの（4）水産高校における水産教育におきましては、最初に水産高校の現状を記述しております。専攻科を含めました高校数ですとか実習船の数、あるいは10ページには生徒数、水産高校の生徒数は減少しておるんですけれども、全体も減少しております、割合としては横ばいであるというようなこと、11ページには、水産高校を出た後の進路の状況でございます。10年前と比べると水産・海洋関連産業への就職者の割合が増加しております、海技免許に必要な乗船履歴の短縮による就職機会の増大ですとか求人増加、また学校での企業見学などの努力についても記述をさせていただいております。

また、その後、水産高校の教員の方、この教員の数も記述をしております、12ページの図1-1-4にございますように、40歳以下の教員の方がかなり少ないということでございますので、将来の教員の不足というのが懸念されるという状況でございます。

次に、12ページをご覧ください。

イの水産高校の取組として、全国各地の水産高校の事例を紹介をしております。分野別に、ちょっと内容が重複する部分があるんですけれども、一応人材育成と地域連携、技術開発ということで大まかに分けて紹介させていただいております。

また、27ページでございますが、文部科学省で授業を行っておりますスーパープロフェッショナルハイスクール、SPHというやつですね。これの紹介をしております、水産関係では5校が指定されているという状況でございます、その後に取組事例も紹介させていただきました。

29ページでございます。

コラムといたしまして、全国水産高等学校長協会が実施しているマリンマイスター認証制度でございます。これは、いろんな資格ですとか検定につきまして合格をいたしました生徒を認定して、将来産業界で活躍できるように励ますことを目的としたものでございます。

30ページからの大学における水産教育、ここで紹介している水産系の大学につきましては、全国水産・海洋系学部等協議会の会員校ということにさせていただいております。委

員の方からも幾つか、会員校になっていない大学の取組はという御質問をいただいておりますけれども、なかなか全てを把握するのが難しいということと、全体像といったときにどこで線引きをするのかという問題がありますので、一応この会員校ということで区切りをさせていただいております、本文では主なという記述でさせていただいているということで御理解いただければと思います。

31ページには、高校と同様、実習船の隻数ですとか共同利用についても記述させていただきました。

32ページでございます。

水産庁がこれらの水産系大学に対して行ったアンケートの結果を記述しております。就職先は水産関連分野へ3割、また、その3割のうちの6割が加工流通分野へ就職をされているということでございます。まだアンケートが全部出そろっていない部分がございます、もし提出が間に合えば数値が変わる可能性があるということを少しあわせて申し上げておきます。その後は、主な大学の特色も含めて紹介しております。

第2節でございます。若手漁業者等の育成ということで、最初に漁業就業者の動向を例年と同様に記述しております。なお、漁業就業者数につきましては、平成30年が水産業のセンサスの調査の年に当たっておりますので、その公表が夏になっております。そういった意味で、今回の白書におきましては、データの更新が間に合わないということにつきまして御了解いただければと思います。

36ページでございます。

コラムとして、将来の漁業就業者の見通しを記述しております。これは幾つかの条件を固定した上で算出しているもので、傾向といいますか、イメージとして捉えていただければいいと思うんですが、グラフにございますように、将来的には7万人前後で収束していくというイメージがあるということでございます。

その後の37ページからは海技士の不足の問題でございます。3パラ目でございますけれども、水産高校卒業生が4級海技士試験を受験するのに必要な乗船履歴につきまして、従来の1年9か月から6か月に短縮することが可能となり、早期の海技士資格の取得が期待されるということにつきまして記述をしております。また、その後にはコラムとして、海技士についてできるだけわかりやすくということで記述させていただきました。

41ページでございます。

新規漁業就業者の育成ということで、コラムでは「漁師への道」と、どんな漁師になり

たいのかということを知りやすく記述しております。

次のコラムは水産高校の生徒に対する漁業就業への働きかけということで、これは水産庁も支援させていただいておりますけれども、関係団体の方に漁船乗組員確保養成プロジェクトということで実施していただいております。漁業経営体の方が自ら水産高校に向いて求人を行ったり、漁業の魅力につきまして生徒に直接説明するといった活動を行っております。ガイダンスの参加者数も増えてきておりまして、また、漁業への就職者数も増えているということについて記述をさせていただきます。

次に44ページでございます。

漁業への就業を目指す若者に漁業技術の知識を教育して、即戦力となる、こういう育成する漁業学校について記述をさせていただきます。

46ページからは、漁業就業支援フェアの実績などを記述しております。その後の事例としては、地域で行われている新規就業者の確保のための取組を紹介させていただきます。

次、イの若手漁業者の育成ということで、地域で行われている事例を紹介するとともに、全漁連さんのほうで今年度からスタートいたしました浜の起業家養成塾について記述をしております。つい先日、20日間のカリキュラムが終わりましたが、そういうカリキュラムの内容ですとか受講生の感想なども全漁連さんから情報をいただいて記述をしたいと考えているところでございます。

次のウでございます。漁業者を支える人材の育成ということで、全漁連さんが漁協職員の養成を目的とした教育機関、全国漁業協同組合学校を昭和16年から設立して、漁協・漁村の指導者の養成をしていることについても併せて記述をさせていただきます。

第3節でございます。将来求められる人材育成として、ここに、先ほど申し上げました教育に携わっておられる委員からも少し助言をいただきながら記述をしております。

(1)でございます。今後の水産教育の方向性ということで、方向性といたしましては、かつての遠洋漁業中心の技術者の育成から、時代の流れに応じて多種多様な分野で活躍できるような教育が必要になっている。水産高校の教員不足に対して、水産系大学との連携による確保が必要ではないか。大学では、入学後早い段階で水産業に触れる機会を設けて将来像を描きやすくする工夫が必要だということでございますし、また、ICTの発達なども踏まえまして、工学などの幅広い教育分野と連携していく必要があるのではないかとということについて記述をさせていただきます。

(2)でございます。漁業学校の活用やマッチングによる新規就業者の漁業への定着と

ということで、雇用する側と雇用される側の意思疎通のためのマッチングに対する国の支援、あるいは「食料・農業及び水産業にかかる意識・意向調査」というものを農林水産省で行っておりますので、必要に応じましてその結果を入れ込んでいきたいと考えてございます。

(3) 流通加工分野の人材育成でございます。水産系大学の卒業後の流通加工分野への就職が非常に多いということでございますので、このニーズに対応していくために、大学教育におきましてインターンシップなどの教育の充実が必要だということについて記述しております。前回、委員からお話のございました「森は海の恋人」につきましては、コラムとして記述をしております。

次に、第2章、一般動向編でございます。

序節としまして水産政策の改革について、水産基本計画を契機といたしまして、水産政策の改革に至った背景から「農林水産業・地域の活力創造プラン」や漁業法改正に至る流れを記載をしております。さらに、改革の内容ですとか漁業法改正の内容を記載をしております。改革の全体像につきましては、詳細に記載すべきという意見もございまして、現在、うまく入れられるように検討をしているという状況でございます。

また、改正漁業法などの具体的な内容につきましては、この後のところでそれぞれの節、あるいはコラム前のところというんでしょうか、そういったところで必要に応じて記述をしております。以降の節につきましては、主に前年から変更のあった部分などを中心にいかいつまんで説明をさせていただきます。

なお、かなり見ていただければわかるんですが、データが2月とか3月に明らかになるというものが相当ありまして、そういったものにつきましては、まだ更新ができておりません。そこは御容赦願いまして、今後はデータが入れば順次更新をさせていただくという予定にしております。そういった記述が随所にまだ残っているということで御容赦願えればと思います。

第1節でございます。水産資源及び漁場環境をめぐる動きとしまして、(1) 我が国周辺の水産資源ということで、アの資源評価の実施のところでございますが、ここでは改正漁業法におきまして資源評価のための資源調査、効率的に情報収集するということが規定されておりますので、それについて触れております。

(2) の我が国の資源管理でございます。

イの我が国の資源管理制度のところ、改正漁業法の内容としまして、漁獲可能量による管理を基本とする制度になったんだということについて記述をいたしております。

次に、TAC制度及び個別割当（IQ）方式による資源管理のところ、TAC法が改正漁業法に統合されて、船舶ごとにIQを設定して管理していくんだと、こういうのが基本ですよということについて記述をしたということでございます。

（3）の実効ある資源管理のための取組をご覧ください。

アとしまして、我が国の沿岸等における密漁防止・漁業取締りのところにおきまして、漁業法改正による罰則強化の内容について記述をしてございます。

（4）でございます。資源を積極的に増やすための取組ということで、ウ、内水面における資源の増殖と漁業管理のところ、水産業協同組合法を改正いたしまして、河川と湖沼の組合員資格の統一などについて記述をしてございます。

（5）漁場環境をめぐる動きといたしまして、イの内湾域等における漁場環境の改善のところ、改正漁業法におきまして、保全活動を実施する場合に漁協が一定のルールを定めた沿岸漁場の管理業務を行うということが可能になったということについて記述を加えております。

オの海洋におけるプラスチックごみの問題におきましては、海洋基本計画ですとか海洋漂着物処理推進法の改正などについて記述をしてございます。

（6）でございます。野生生物による漁業被害と対策ということで、アの海洋における野生生物による漁業被害におきましては、トド管理基本方針の見直しに向けた検討会が開催されたということについて記述をしてございます。

次が第2節、我が国の水産業をめぐる動きということになります。

（3）の漁業労働環境をめぐる動向といたしまして、ウの外国人労働者をめぐる動向につきまして、先日成立いたしました、いわゆる改正入管法について記述をさせていただいているという状況でございます。

次に、（5）漁業協同組合の動向といたしまして、イの漁業協同組合の経営と組織再編の状況におきましては、図2-2-22に組合員数のグラフを新たに挿入いたしました。

また、次のウの漁業協同組合制度の見直しを追加いたしまして、水産業協同組合法の改正の内容、漁協の役割として漁業者の処遇向上を目指していくんだと、こういうことについて記述を加えてございます。

（6）でございます。水産物の流通・加工の動向でございます。

イの水産物卸売市場の役割と課題では、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の改正、各市場におけるルールなどは関係者が話し合っていて決めていくんだということについて記述

をしてございます。

第3節、水産業をめぐる国際情勢でございます。

(4)の水産物貿易をめぐる国際情勢といたしまして、イの経済連携協定等に関する動きとしまして、ここはT P Pに関する動きから変更いたしまして表題を変えております。T P Pですとか日E U・E P A協定など、最近の動きを記述するということにてしております。

(5)の多国間、あと(6)の二国間につきましては、適宜最新の情報を入れて、今後、交渉次第によっては加筆修正をするということで考えてございます。

(7)捕鯨をめぐる国際情勢につきましては、この後説明がございますけれども、現在執筆中という状況でございます。

第4節、我が国の水産物の需給・消費をめぐる動きでございます。前回、かなり委員の方から御意見がございましたサーモンにつきましては、コラムとして記述をしております。姜委員のオレンジページからいただいた調査結果、これも入れ込みながら消費の動向と養殖と輸入の関係を分析させていただいたということでございます。あと、水産エコラベルにつきまして図表を取り入れさせていただいたということでございます。

第5節でございます。安全で活力ある漁村づくりということでございますけれども、ここでは前回、構成ということで御了解いただきましたけれども、女性の地位向上と活躍を第5節の中で記述をしております。また「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」というのを始めておりまして、そういったことについても記述をさせていただいております。

第6節、東日本大震災からの復興ということで、大森委員から前回意見がございました、福島県が販路拡大のための取組などをしておりますので、そういったことについても記述をするともに、福島県漁連が取り組んでおります福島鮮魚便をコラムとして記述をさせていただきました。

以上で動向編の部分の説明は終わりますけれども、皆さん、ちょっとお気づきになっているかもしれませんが、今回の特集は人材育成ということに着目しておりますので、外国人労働者の問題ですとか、あと女性の活躍の部分は特集の中からは除いております、第2章の一般動向編の第2節と第5節にそれぞれ記述をするということで、前回御了承をいただいておりますけれども、若干やっぱり内部でも、この人材育成の特集に近いところに置いたほうがわかりやすいんじゃないかという意見がございました。どこかで判断というか、割り切らないといけないんですけれども、この点につきましても、もし御意見いた

だけると幸いに存じます。

それから、横文字ですとか略語、こういうものにつきましては巻末の索引として掲載をするということで考えておりますので、次回御用意をさせていただくということにしております。

説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

この、ただいま資料2、非常に大部な169ページ分のものでございますけれども、ざっと説明をしていただきました。これから御意見等を承るんですが、全体がとても長いので、2つのパートに分けて御意見を伺いたいと思います。1つ目のパートが第1章の特集、ページでいう55ページまでの人材育成のところについて、まず御意見をいただきたいと思います。それが一通り終わりましたら、その後の一般動向編について、また改めて御意見をいただきたいというふうに思います。

それでは、特集、人材育成の部分について、55ページまでですが、何かお気づきの点、追加などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、平山委員。

○平山特別委員 全国漁青連の平山です。

全漁連の取り組みなどが書かれていたんですけれども、漁青連でも若手漁業者に対してのスキルアップの研修会を行っております、それも掲載していただけたらと思います。

○山下部会長 わかりました。何か資料のようなものは追って提供いただけますでしょうか。そうしたら、事務局のほうにメールか何か、御存じかと思っておりますので、ぜひ早目に掲載に向けて資料提供をお願いいたします。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。3点コメントさせていただきます。

一番最初が12ページになります。水産の専門科目担当教員の年齢構成ということなんですが、現在、水産ではない教員の構成と比べてどうなのかわからないのですが、私、福井県立大学の海洋生物資源学部というところにおりまして、水産の免許が取れるカリキュラムを持っております。また、いわゆる水産高校枠という推薦の枠がございまして、これに関しては全国の水産系の高校から入学者を募っているところです。この水産高校枠で入ってきた学生の中でも、特に優秀なというか、勉強ができるという意味ではなくて、活発に

研究とか講義に参加する学生というのが、一番なりたい職業というのが水産高校の先生ということなんですが、私の大学で免状は取れるんですね。ただ、就職口というのに毎回すごく苦勞します。特に地元に戻りたいとか、そういう意向があるわけでもなくて、全国どこでもいいから水産高校に入りたいというのに、なかなか実際には募集がないんですね。そうすると、なり手が無いというよりも募集が少ない、その理由はちょっとよくわからないのですけれども、そういうふう実感しているということです。私の実感と現実にややずれがあるかもしれません。

ちょっと関連することで、少し先のほうに行きたいと思います。これもコメントです。事前にメールで送るべきことだったかと思うんですが、私の手元の資料と若干ページがずれているんですが、送っていただいたものだと47ページの第3節、将来求められる人材育成というところなんですが、53ページですね。

○山下部会長 53ですか。

○東村委員 はい。下のほうの「高校の普通科では『水産』という科目がないため」あたりでございます。下のほうです。これもまたコメントになりますが、私の大学が開設が30年弱ぐらい前なので、初めから水産という言葉を使わない、海洋生物資源学——当時学科ですが——としてスタートしています。入ってくる学生が、ほぼほぼ魚を何かしたい。次が海に興味があるという形で入ってくるんですが、8つの研究室がありまして、水産という名前が研究室名に入っているのが2つだけで、その1つが私の水産経営学研究室です。だから、教員のほうも余り水産ということに、「私は水産の研究者ではありません」という方もいらっしゃる感じなんですけど、やがて卒業論を書くために分かれていくときには、やや水産を意識した学生もふえてくるようになるよう指導を頑張っているんですが、なかなか漁業とか、そちらのほうへ頭が行かないという現状もございますので、それを水産白書でどう生かしていただくかというような、何か具体的な提案もないのですけれども、実際、このように水産白書に書いていただいていることがまさに課題であるということですね。入ってくる学生はしようがないと思うんですけれども、普通高校から入ってくる限りは漁業というものに余り興味、なじみがなくても、その中でいかに現場のことを少なくとも理解してもらおうか。

それから、3つ目、戻ります。コラムのマリンマイスター認証制度なんですが、水産白書の中でのコラムの位置づけがちょっと……。事例とコラムが挟み込まれている形なんですけど、これ、もうちょっと扱いを、コラムでいいのか、地の文に書いたほうがいいのか、

ちょっと悩むところで発言させていただこうと思って準備はしてまいりました。もった地の文に入れてしまうほうがいいのか、先ほどおっしゃったように、全国水産高校学校長協会の事例ならばコラムでもいいのかなと思います。

とりとめもございませんが、以上です。よろしくお願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

津田委員、お願いします。

○津田特別委員 ページ数でいうと39ページですが、「コラム：海技士って？」に記載されております10行目のところに「海技士国家試験は」と続いておりますが、「筆記試験（水産高校生は免除）」となっている記載個所の「水産高校生は免除」というのは水産高校卒業生と読みかえればよろしいでしょうかというのが1点。

あと、この「水産高校生」というのが、9ページ、10ページのほうに「水産高校と言う」というところで46校含まれています。その46校の中で、全ての水産高校がこの筆記試験を免除になっているということではないので、この辺の記載をもう少し御検討いただければと思います。

以上です。

○山下部会長 大変重要な御指摘、多分津田委員でなければわからなかったのではないかなというような、ありがとうございます。それは確認はして記述を……。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、私、この本文に直接関係ないんですけども、ちょっと中継ぎで発言させていただきますが、漁業就業フェアの話が出てきます。私、実際に何回か漁業就業フェアへ行ったことがあるんですけども、すごくマスコミの方が来るんですね。取材しておもしろいというか、マスコミが来てくれるのは諸刃の剣で、マスコミ、テレビカメラがあるのを見て、ぱっと帰る人が相当いるんですよ。つまり、現職どこかで働いている人は、幾ら土曜日だからといって、あそこでテレビに映るのは大変まずいわけですよ。そういう意味では、本当に人が欲しかったらといいますか、マスコミシャットダウンとか、テレビカメラシャットダウンという会もあってもいいんじゃないかなというふうに思っています。これは、この白書の話と関係なくてすみませんでした。中継ぎでございました。

では、ほかにいかがでしょうか、この特集。

平野委員、お願いします。

○平野委員 事前にコメントを送っておいてあるんですけども、その答えというのはどこかでいただけるのでしょうか。説明のときでも、ちょっとなかったものですから。

○山下部会長 そうですか。何か把握していらっしゃいますか。私もちょっと事前の打ち合わせで聞いていなかったのもので、ごめんなさい。

○企画課長 後で個別に、相当皆さんからいろんなコメントをいただいているので、該当箇所についてどういう対応をしたというのはお示しするようにいたします。

○山下部会長 それでは、もしほかにございませでしたら、56ページ以降、特集でないほうですけども、一般動向編、56ページから169ページ、残り全部になりますが、この中でまたコメント、御意見などをいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

中田委員、お願いします。

○中田特別委員 タブレットの中では多分74ページになると思うんですけども、種苗放流にかかわる部分です。この書きぶりですと、かなり国として積極的に推進していくという書きぶりになっているんですけども、改革についての文章の中では、効果を評価し、確かめた上で効果のあるものに関して行っていくという書きぶりだったと思います。やはりそういうものに合わせた書きぶりにしたほうがいいのかなというふうに思いました。

それからあと、きょうのタブレットでいうと98ページになります。この中で一番下、ブロードバンドとか、そういうものの使える条件、これが重要ですよというふうに書かれていて、本当に重要だと思うんですけども、具体的にどういうふうなことを今やろうとしているのかというところまで書き込んでいただければよかったかなと思いました。

それからあと、タブレットの中で105ページですね。H A C C Pの対応についてです。これも現況がざっと書かれているんですけども、H A C C Pについては2018年に食品衛生法等の改正があって、2年後に施行され、さらに1年以内に義務化されるというようなスケジュールになっていたと思います。そういうふうなものをきっちり書き込んだ上で、今、現状はこうですよというふうな書きぶりにならないと、ちょっと尻切れトンボかなというふうに感じられました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。重要な御指摘をいただいたと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、ちょっと皆さん、考えていらっしゃる間に、また私がどうでもいい話になり

ますが、先ほど事務局の説明の中で、女性の活躍をどちらに入れるかというようなお悩みと申しますか、それがあつたかと思ひますけれども、いろいろな事例があるので、どちらにも散りばめてあつたほうが、1か所に固める必要は特にないのではないかというふうにも思ひます。

また、女性とともに高齢者——高齢者といつても、65ぐらいの方を高齢者というのと、80ぐらいの方とまた違ふと思ひますけれども、やっぱり高齢者もこれから生かして行く、そういう方向というんでしょうか、若い人、若い人とおっしゃるのはわかるんですけれども、高齢者も生かせるような施策というのを方向性として考へていただけるといいのではないかなというふうに思ひました。

では、ほかにいかがでしょう。

水越委員、そして東村委員、お願ひします。

○水越委員 101ページの漁業協同組合制度の見直しの末尾なんですけれども、「公認会計士監査を導入することとなりました」とあるんですが、ちょっと事例が違ふんですが、農協改革のときに、公認会計士監査についてかなり厳しいやりとりがあつて、農業団体のほうから「何でこんなことをする必要があつたのか」というような意見も随分あつたように記憶して居るんですが、漁協さんの団体では、この点について、公認会計士監査についてどのようにお考へなのかというのがちょっとよくわからないので、そのあたり、教えていただければと思ひます。

それと、資料4の漁業法等の改正についての資料を見ますと、実施に当たつての配慮というふうなことで、十分な移行期間をとるようなことも書かれて居ます。もし漁協さんの団体のほうで反発があつたのであれば、こちらの白書のほうについてもこういった配慮があつたというふうなことを書き添えたほうがいいのではないかというふうにも思ひました。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

今日、ちょうど大森委員が御欠席なので、直接伺ふことはできないんですけれども、今事務局から……。じゃ、お願ひします。

○企画課長 ありがとうございます。

今、委員からいみじくも御指摘というか、言及をしていただいたように、資料4の右下のページ数でいうと7ページになるところですね。信漁連等に対する公認会計士監査の導入ということで、まさしく今回の法律改正におきまして公認会計士監査を導入するという

ことになったわけでございます。この際には農協のときの議論というか、経過と同じように、公認会計士監査への移行に際しましては、ちゃんと期間をとって実質的な負担がないようにということで措置をするということでやらせていただいております、もしそういうニュアンスのほうがあったほうが白書の記述としてふさわしいということであれば、そういうものもつけ加えたいと思います。

それで、ちょっと又聞きみたいになってしまうかもしれませんが、関係の系統団体のほうも、やはり全ての金融機関におきまして公認会計士監査が導入されているということからすると、それ自身について反対をするということではないんだろうと。いかに円滑にというか、速やかにそれに移行するかということが重要だということで、そういった対応になっているということでございます。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

それでは、東村委員、お願いします。

○東村委員 東村でございます。文言のことについて確認と指摘でございます。

まず69ページ、下のほうの括弧内にT A C制度と書いてあるところですが、
「『海洋生物資源の保存及び管理に関する法律』（以下『T A C法』といいます。）」というふうに出てきますが、最近、資源管理分科会では資源管理法というふうな呼び名になっているかと思えます。もう間もなくなくなってしまう法律ですし、個人的にはT A C法のほうがなじんでいる気がするんですが、一応確認です。

もう一つ確認です。これも、ここで最初に出てくるわけではないのかもしれませんが、次のページになります。70ページの真ん中のほうの個別割当（I Q）方式による資源管理の中に、「新漁業法においては」という言葉が出てくるんですが、今、藤田課長も改定漁業法とか、そういう文言の使われ方をされていたので、これは新漁業法でいいのか、それとも改正漁業法とか、何かそこをちょっと確認ですね。何か新漁業法というと、戦後にできた漁業法のことを指すようなイメージが私の中ではございまして。

それからもう一つは、さらに少し進んで……。

○山下部会長 何ページですか。

○東村委員 ページですね。手元だと63なんですけれども、全国豊かな海づくり大会の中に、これで多分わかりだと思えます。「今上陛下が皇太子殿下であられた」と書いてあるんですが、これ、白書の公開時期で今上陛下が今上陛下なのかという確認でございます。よろしく願いいたします。

○山下部会長 細かいけれども大変重要な御指摘、いろいろありがとうございました。

○企画課長 ありがとうございます。

TAC法につきましては、おっしゃるように平成13年に改正をしまして、漁獲努力量で管理する制度を設けたということもあって、ふだんはどちらかという資源管理法というのを使っておるんですけども、今回はまさしく漁獲可能量の制度をどんと漁業法に入れ込んだという意味で、そのほうがわかりやすいだろうということでTAC法という記述をさせていただいております。同じ白書の中で記述が違ふとそれはまずいので、統一をさせていただきたいと思います。

あと、新漁業法というか改定漁業法というかというのは、確かにどちらのほうがいいのかというのは、人によってニュアンスが違ふと思うんですけども、改定漁業法という、まさしく漁業法そのものを改正する法律ですね。それを要するに指さないといけないときもあるので、改正後のものは改正後の漁業法と言ってみたり、新しい漁業法と言ってみたりというような形で、我々、厳密に使い分けているわけじゃないですけども、そういうことになるので、用語として使うことが多いです。白書の中ではそれは統一がされるように定義をして使わせていただきたいと思います。

あと、確かに白書が、恐らくこのスケジュール感でいきますと、大体5月の閣議になるんじゃないかと思われまので、そういった意味では陛下の記述、間違わないようにちゃんと対応したいと思います。

○山下部会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

細川委員。

○細川委員 細川でございます。

資料2のPDFのページ数でいいますと101ページ、102ページのところについて質問です。組合数の半減というのが101ページのほうに出ておるんですけども、扱い金額については触れていないんですね。そこで、できれば、組合の数がこれだけ減ったにもかかわらず販売額が横ばい推移だよだとかという、それをちょっと比較できる資料があるとよろしいかなというふうに思います。

それから、もう一点につきましては、102ページのほうの水産物の一般的な流通経路というのがございます。これは全然問題ないんですけども、昨今、人の数が少ないという、人がいないという話がいろいろ出ておりますので、過去と比較して、この各流通段階において人の充足率、どんなものなのかというのもちょっと入れていただけると、人手不足の

なんのканのという話につながるのかなというふうに思いますので、可能であれば入れていただくと助かります。

○山下部会長 その充足率のデータって、そんなに簡単に出るんですか。

○細川委員 いいえ、実際にはそれは出てこないですけども、例えば僕は小売の出身なので小売のほうでいうと、水産のバックヤードに入る人間はほとんど入ってこないとか、そういうのがございますし、荷受けさんだとか、そういったところとお話しさせていただいても新しい人材が入ってこないというのがございますので、それがどのような推移になっているのかね。これは水産庁でやるべきことではないとは思いますが、少なくともその辺の推移がわかるようなものが一つあるとよろしいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○漁政部長 外国人の人材を受け入れるという話を議論するときに、何をもって人材不足かということをしていろいろ政府なり与党の中に示した中では、例えば有効求人倍率が業種ごとにどうかとか、そういうようなことをデータとして示して、やっぱり人がなかなか足りないんだという話を示したりしていますので、そういう数字を使えないかどうかを含めて、ここに来るのか、外国人のところを出していくのか、ちょっとそこはいろいろあるかと思います。そこはいろいろ検討したいと思います。

○山下部会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、内田委員、お願いいたします。

○内田委員 最後の第6節の東日本大震災からの復興の部分でございます。ここで(2)の原子力発電所事故の影響への対応というところで、これは沿岸の魚についての記述はかなり細かくあるんですが、内水面の魚種についてはモニタリングの結果が触れられている部分だけで、実際にはまだなかなか漁場の除染が進まないということもあって、相変わらず現場では非常に困っている。内水面漁業の特色として、遊漁者も受け入れて水辺で親しむ、そういう多面的機能も有しているという場所で漁協が続かなくなってくる、そういう現状もあります。そういう中で、水産サイドだけで何とかできる話ではありませんが、もう少し現状の姿も盛り込んでいただければありがたいなと思います。

それから、風評被害の払拭と、これ、せつかく海のほうで除染が進んで、基準値超えのものがほとんど出ない状況になってきたときに、淡水魚でまたそういうものが表にどんどん出ていくと風評被害を招くという答えも恐らくあるとは思いますが、そこはうまく

制御しながら、やっぱり相変わらず内水面の漁場では放射性物質の影響によって漁業そのものがない場所もあるというところも軽く触れていただければありがたいと思います。

特に外国の輸入規制への対応というところでも、今、恐らく福島県あたりでキノコと淡水魚だけはなかなか組上に乗らないというところにあるようですので、その辺は記載は必要ありませんが、現状として内水面の漁場について皆さんにある程度把握しておいていただきたいなという希望でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。それは事務局も心得ていただけるとと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、まだ議題がさらに続きますので、一旦こちらで資料2については終わりました、次に、「平成31年度 水産施策の」構成案について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、タブの資料3をご覧くださいませでしょうか。資料3の3ページ目、一番最後のページをご覧くださいませでしょうか。

この左側にあります部分が30年度の水産施策の構成ということで、これは前回、お諮りをしたものになってございます。実際に記述する際には、ここのそれぞれの記述が動向編のどの部分に該当するかというのは追えるように、今後その記載の箇所は工夫をすることということで、前回、姜委員のほうから御指摘をいただきました。できるだけ見やすくなるように、我々のほうも工夫をしたいと考えているところでございます。

それで、今回、この3ページ目にお示しをしておりますのは、30年度までは水産政策の改革も途中で出たんですけれども、一応もう講じようとする施策ということで30年度にもととつくっているものがあるので、それに対応してどういうことをしたかという形で30年度は書き、31年度につきましては、水産政策の改革はもう明らかになっておりますので、構成を、その水産政策の改革に沿った形で少し組み直しをさせていただいております。そういった意味で、一番最初の概説のところは従来どおり、いろいろ財政措置ですとか法制上の措置ですとか金融上の措置みたいなものを概略を書きまして、その次にⅠとしまして、漁業の成長産業化に向けた水産資源の管理ということで資源管理についてここで記載をする。その次に、Ⅱといたしまして漁業者の所得向上に資する流通構造の改革ということで、流通関係の記述をする。その次がⅢといたしまして、担い手の確保や投資の充実のための環境整備ということで、ここで漁協ですとかのお話も入ってくるというふうに考えております。Ⅳといたしまして、漁業・漁村の活性化を支える取組ということで、多面的機能の

話ですとか、渚泊の話ですとか、漁港・漁場・漁村整備のお話を入れていくということで考えさせていただきました。さらにVといたしまして、東日本大震災からの復興、さらにVIといたしまして、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項ということで、その他の事項を掲げるということで、少し構成を変えたいなということで、現在、ここでお諮りをしたいというものでございます。

あと、今回の法改正に伴いまして、今後必要となります、現在検討中でございます政省令の話ですとか、あとは、水産政策の改革の中におきまして今後法制化を図るとしております漁業収入安定対策ですとか漁獲証明に係る法制度の整備につきましては、少しちゃんと位置づけを明らかにした上で記載をするということにしたらどうかというふうに考えてございます。

こういったことで、白書の動向編以外の施策の部分についても今後作業をさせていただきたいと考えておりますけれども、本日、皆様方からの意見を踏まえまして、充実したものになるように取り組んでいきたいということでございます。

説明は以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、今、資料3の主として3ページに基づいて説明をいただきましたけれども、この資料3水産施策のところに関して、何か御意見、御質問などございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、またもし後でお気づきのことがございましたら、またお戻りいただいてということでお願いいたします。

それでは、次の議題になりますが、漁業法等の改正について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、資料の4をご覧ください。

今回、これまでも企画部会のほうでは概略を御説明をさせていただきましたけれども、現在、各地で県域とかでも御要望をいただきながら説明をしております。その際には、この資料4に掲げております、このパンフレット、これを中心に説明をし、質問をいただいた部分についてはさらに詳細な資料で中身について御説明をする。時間があれば、もう少しいただければ、詳しい資料で説明をするということでやらせていただいております。

そういった意味で、余り時間はないんですけれども、資料4につきましてざっと御説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページ目でございますが、1ページ目は水産政策改革のポイントの新たな資源管理システムの導入ということで、TAC管理について御説明をするという形になっておりまして、主に青色の概要となるところについてご覧ください。資源管理につきましては、資源評価に基づきましてTACによる管理を行う。資源を現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量を達成できる水準に維持または回復させることが基本だということでございますし、資源調査を行いまして、その結果によりまして資源評価を踏まえて資源管理目標を設定していくんだ、資源管理目標に従いTACを設定していきますということでございます。

あと、よく、やはりまだまだ御質問があるんですけども、実施に当たっての配慮ということで、沿岸漁業のほうは急にはできないんじゃないですかということでございます。おっしゃるとおりでございますし、かなり船舶の数が多くて非常に多数の魚種を漁獲しているということでございますと、やはり漁獲量を的確に把握する、あるいは資源評価をちゃんとするという、そういう体制づくりがないと、まずはそちらのほうが重要だということと御説明をしております。

次のページでございますが、漁獲割当て（IQ）の導入ということでございます。概要のところにて特定の魚種、漁業種類、操業区域の部分において、船舶ごとのIQを導入するということでございます。当然IQの準備が整わない場合は、従来どおり漁獲量の合計による管理を実施するということでございますし、IQの移転は、いわゆるITQではなくて、船舶の譲渡など一定の場合に限定していくということで、大臣、あるいは知事の認可が必要ということにしてございます。

IQにつきましても、なかなか沿岸漁業にいきなりやりにくいんじゃないかという話がございますし、まずは操業隻数が比較的少なく、水揚げ港も限定される管理のための条件が整っている大臣許可漁業から導入していくんじゃないかということについて御説明をさせていただいているという状況でございます。

次に、漁業許可制度の見直しでございます。次のページをご覧ください。

許可の体系を見直すとともに、一斉更新ということではなくて、随時新規、あるいは更新許可を行う制度に転換します。漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務づけますし、漁獲割当、個別割当ですね、IQが漁業に占める割合というのが相当量になったというものについては、船舶を漁業許可の中で規模を制限するという必要はないということでございます。

あと、ここでは実施に当たっての配慮ということで、今まで構築されてきた資源管理措置ですとか紛争解決のためのルールといいますか、そういったものが何か無責任にトン数規制が緩和されるんじゃないかという話がございますけれども、そういったものについては、しっかりと資源管理の実施ですとか紛争の防止を確保して、それで対応していきますよという御説明をさせていただいております。

次に養殖・沿岸漁業でございますけれども、ここは概要のところにもございます。都道府県知事が従来どおり海面を総合的に利用するために海区漁場計画を定めるということでございますし、ちょっと誤解があるかもしれませんけれども、共同漁業権、これは従前どおり漁協ですとか漁連に免許をするということでございます。定置・区画につきましては、現在適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の方に優先して免許をするということでございますし、それ以外のときに、地域の水産業の発展に最も資すると認められる者に免許するものであります。

漁場計画の作成に際しましては、都道府県知事は必ず関係の漁業者等の意見を聞かなければならないということがございますし、さらには、新区画の設定に際しましても、基本的には漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定することが義務づけられておりますし、そういった意味では、周辺で操業する他の漁業への影響があるという場合には、ちゃんとそれを調整した上でされるということだろうということがございます。

沿岸漁場管理制度でございます。概要のところがございますように、海区漁場計画の中で保全活動を実施する漁場ごとに漁協等からの申請によりまして、海区漁業調整委員会の意見を聞いて沿岸漁場管理団体として指定しています。指定を受けた漁協等は、沿岸漁場管理規程を定めて、都道府県知事の認可を受けた上で、その沿岸漁場管理規程に基づいて取り組みを実施していただくということがございます。

実施に当たっての配慮というところでございますけれども、保全活動は、都道府県が漁業者等の意見を聞いて実施する必要があると判断した場合にやるものでございますので、実施する団体の指定も、その申請によるということがございます。ですから、この新しい制度によらずとも、漁協の自主的な活動として行うという場合には従前どおりに実施することができるということがございます。

密漁対策のための罰則強化ということで、これは、もうこの表に出ているとおりでございます。まずは、かなり沿岸域で問題になっておりますナマコやアワビのような特定の水産動植物につきまして、正当な形でとらない人については採捕禁止違反の罪というも

のを設けまして、それをまた譲り受ける方についても同じように3,000万円の上限の罰則を科すようにいたしました。無許可操業等の罪についてということで、無許可漁業の罪を200万円から300万円に、あと漁業権侵害罪につきましても罰則を引き上げて20万円から100万円にしたということでございます。

漁協制度の見直しでございます。漁協につきましては、まず漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないという旨を規定をいたしました。販売事業を行っている漁協につきましては、理事のうち1人以上は水産物の販売等に関し実践的能力を有する者を登用するんだということで御説明をしておりますが、やはりいろいろ、理事の話はお聞きになる方が多くて、非常勤でもいいのかとかいう話がございます。ここで書いておりますように、販売の専門能力を有する理事につきましては、外部登用を何か法律で義務づけるというものではございません。漁協の職員として販売事業をこれまで担当されてきた方を内部登用するというのも可能ですし、常勤・非常勤を問わないということでございます。

さらに、信漁連等に対する公認会計士監査の導入は、先ほど申し上げましたけれども、信漁連と貯金等の合計額が200億円以上の漁協につきましては、もう公認会計士監査による会計監査を義務づけをさせていただいた。その際に、実施に当たっての配慮ということで、実質税的な負担が増加することがないことなどを政府が適切な配慮をする旨を法律の附則の中で規定をしております、十分な移行期間をとって移行に向けた準備を進めるということにしているということでございます。

それで、さらに海区漁業調整委員会の委員の選出方法の見直しということでございますが、海区漁業調整委員会につきましては、これまでどおり海区漁場計画を作成する、あるいは免許に当たって意見をやる、ここには書いていませんけれども、今後TACを知事管理の中で配分していくというようなときには当然意見を聞く、あるいは委員会指示の発出を行うということについては、これまでどおりということでございます。

漁業に関する識見を有する方から都道府県知事が議会同意を得て任命ということで、これまでは選挙だったわけでございますけれども、任命制度に変わるということでございます。委員の定数は15名といたしますけれども、10名から20名の範囲内におきまして、条例で増やしたり減らしたりすることができる、地域の実情に応じた委員構成ができるということでございます。委員の過半数は当然漁業者、あるいは漁業従事者でなければなりませんし、都道府県知事は、その際に、地区ですとか漁業の種類等がすごく偏りが生じないように配慮しなければならないということでございます。さらに、資源管理や経営問題に詳

しい学識経験者や利害関係者を有しない者を必ず含まないといけないということでございます。

委員の選任に際しましては、漁業者・団体による推薦ですとか応募を行いまして、その結果を公表するとともに、知事はこれを尊重する義務があるということで御説明をしているということでございます。

それで、あと2点だけ御説明をさせていただきますと、資料5の16ページをご覧くださいませすでしょうか。

上からちょっと見ていただきますと、TAC対象魚種を指定しています、ここでA魚種と書いてありますけれども、今でもそうなんですけれども、この中で大臣が管理する部分と知事が管理する部分というふうに分かれて、さらには、その中で、大臣管理の中で、例えば大中型まき網漁業、A水域、〇月～〇月と書いてありますけれども、こういう形で管理する単位の区分というものをつくります。それに応じてここでは管理手法の決定ということで、漁獲割当てと書いてありますが、この例で申し上げますと、この一番左の大臣管理の大中型まき網漁業の管理区分につきましては個別割り当てをして管理をしていく。同じ魚種であっても大臣管理の沖合底びき網漁業につきましては漁獲量の合計ということになっておりますので、要するに十数隻か何十隻かわかりませんが、そういった何隻かの合計の形で管理をしていくという、いかにうまく管理するかという管理区分を設けて、管理区分に応じた形で管理をしていくという、そういう制度になっております。

ですから、A県知事管理の小型底びき網の管理区分におきましては、漁獲努力量の合計というのがちょっと書いてあると思うんですけれども、そういう組み合わせになっているということで、魚種で決めたら全部IQをやるんだとか、そういう話じゃありませんよというのを我々のほうからは御説明をさせていただいているということでございます。

あと、海面利用制度につきまして補足的に申し上げますと、25ページをご覧ください。

この資料で、海区漁場計画というのをつくるときに、その一番左の青いラインのところ既存の漁業権があるところだと思っていただければいいと思うんですけれども、普通に上からずっといくと、既存の漁業権があるか、適切に有効活用しているか、再度の免許を要望しているかということからすると、普通は要望されているということで、類似の漁業権として海区漁場計画の中で策定を、当然次も免許して漁業をされるという前提条件で海区漁場計画をつくります。その際に、既存の漁業権者が団体で漁協で受けている場合は、もう団体の漁業権として海区漁場計画をつくりますし、そうでない場合は個別の漁業権と

して海区漁場計画をつくって申請を受け付けてそれぞれ免許をするという、こういう形になっておりますという話と、あと、右側はそれ以外の場合、要するに新しくつくるような漁場だというふうに考えていただければいいんですけれども、海面を最大限に活用するために新たな漁業権として設定するという際に、漁場の活用の現況ですとか検討結果に照らし、漁業生産力の発展に最も団体漁業権にしたほうが資するんだという場合には、団体漁業権としてつくって地域の漁協に免許をすることになりますし、それ以外の場合には個別漁業権ということで作ります。個別漁業権としてつくることになりますと、当然地元の人か外国の企業かわかりませんが、共願になる可能性があって、その際に地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許をするということで、ここが、知事のほうがよくよくいろいろ地域の実情に応じた形で免許をしていただくということでございますので、単純に生産量ですとか雇用者数のみで判断するというものではありませんということで御説明をしているという状況でございます。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、今、漁業法の改正について説明いただきましたけれども、これに関しまして何か御質問、御意見などございませんでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

説明を今全国でされていると思うんですが、やはり今日も漁師さんから、ここまで、私ども、25年お付き合いしてきた漁師さんから本当によくお電話をいただきます。とにかく自分たちにちゃんとお話を聞いていただいているというのを皆さんおっしゃるんですね。今日、本当に大森委員がいたら伺ってから意見を申し上げたいと思っていたんですが、組織として多分全漁連があって、県漁連があって、単協があってという組織で、上から順に諮られたと思うんですけれども、今ここまで来て、形もできて、ただ実際施行されるまで2年間の間に説明をするというスタンスではなくて、形はできましたと。ただ個々のことは、もうまず今おっしゃったように、それぞれの県や地域の実情に合わせてつくっていくということであれば、水産庁から各県にお声がけになって、各県からまた各浜にお声がけいただいて、組織としてのトップということにこだわらず意見を述べ合うような、自分たちも説明を聞くじゃなくて、意見を述べて、述べたことで自分たちの声も反映し得るといような場づくりというんですかね、そういうコミュニケーションを2年間の間、例え

ば1年目はそういうコミュニケーションにして、2年目はそれを集約していくとかいう、皆さんの声を確かに反映して、この新しい漁協制度は形づくられていきますよという、そういうまず大きなメッセージがぽんとあって、参加してくださいと、そして個々の実情や個々の希望や、それから、これまでこうだったらいいと思っていたことをどんどん言ってくださいと、それを私たちは形にしていきますというような、スタンスのちょっと変更というか、そういうメッセージがあると大変進むのではないかと。それから、漁師さんたちも2年後になったときに納得感を持って、全員が全員とは言えないかもしれませんが進むのではないかなと思います。

ぜひ、どこのレベルでそれができるのかわかりませんが、まず水産庁から、ここからは本当に皆さんが主役ですというような言葉だけではなくて、本当に発言できる機会と、それが生かされるチャンスの場をぜひ提供していただければありがたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村委員です。

すみません。また個別割り当ての件ですけれども、やっぱりベニズワイを個別割り当てに入れてしまったんだなと思って、前にコメントさせていただいたときは、TACによる漁業管理の方法にはいろいろあります、そのうちの一つが個別割り当てですとあって、その下にベニズワイが出てきたので、これはTACではないのに個別割り当てと書くのはちょっとおかしいんじゃないですかという御指摘をさせていただきました。今回のパンフレットは、そういう並びではないので、事例としては一つあるのかなということで、そうですね、コメントということでお願いします。

もう一つのコメントなんですが、同じページですね。上のほうに白抜きで文字を書いている、「TACを漁業者又は船舶ごとに割り当て」というの①番に「責任が明確化されることにより、より確実な数量管理が可能となる」と書いてあるんですが、ちょっと最近、この文章をゆっくり読んでみますと、いろいろこれ、ちょっと捉え方がありまして、一つは、今まで責任が明確じゃなかったのかという指摘を受け得ることにちょっと注意が必要であるということ、もう一点目が、何に対する責任か、実ははっきりわからなくて、数量管理を守ることにに対する責任であるのか、資源を管理することにに対する責任であるのか、

どちらともとれます。資源を管理することに関する責任であれば、本来はT A Cをきちんと決める、そっちのほうに責任があるべきところだと私は考えているので、私、福井での説明会に出席いたしまして、ほかの方がもうちょっとほかのところに質疑応答が多かったので、その場でちょっと述べなかったんですけども、ここでコメントさせていただきます。

もうつくられたパンフレットで、既にあちこちで皆さん、福井県でもかなり、3時間ぐらい活発な質疑応答があって、こんなものなんだなと感心して参加させていただきました。今、佐藤委員からお話もありましたとおり、引き続きこういうことがあればいいんだなというふうに、この政策の改革以外にも話が及んでいましたので、私も参加させていただいて有意義だなと思っておりました。

以上です。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、私からもう一つ質問したいんですけども、先ほど施策のところ、資料3のところでは、これまでの施策と組みかえて、1番目、水産資源管理ですけれども、新しく2番目に漁業者の所得向上に資する流通構造の改革というのがあるんです。今回の新漁業法——改正漁業法ですか、すみません。これで、この漁業者の所得向上というのは一体どこら辺にリンクしているのかというのを教えていただけますでしょうか。

リンクというのか、あそこでは新漁業法に合わせて施策の組み立てを組みかえて所得向上が出てきたんですよね、項目として今までなかったものが。ということは、水産改革で所得向上が前面に出ているはずなのに、今の御説明でも出てこないんですね。それで質問をしているということです。

○企画課長 この構成につきましては、漁業法改正ではなくて水産政策の改革のコンセプトに沿った形でつくらせていただいております。若干ちょっと申し上げましたけれども、漁業法のほうは、どちらかというところの部分というんでしょうか、生産量をどうするかという部分の規律をする法律でございますので、直接的に直ちに所得が向上するということにはならない部分がございます。一定の効果があるとすれば、沖合漁業であれば大型化みたいなものができ上がれば効率化が進んでコストが削減されて、あるいは付加価値が上がるような形で、最終的に水揚げというか、手元に残る金が多くなるという効果があるかと思えます。あとは沿岸のほうは、やはり漁業権漁業で申し上げますと、適正な形で沿岸域

を利用するということが今後もできるという、そういう制度的な意味では、そういったものが将来的には漁業者の方の所得の向上につながっていくんじゃないかと思えますけれども、法制度としてどうかという部分を申し上げますと、直ちにということではないかもしれませんが。

ただ、水産政策の改革の中では、漁業法改正の部分だけではなくて、ここの赤字で出ておりますように流通の話ですとか、その他支援策の話も出ておりますので、それとあわせて施策になりますので、そういった形で構成を変えさせていただいたということでございまして、今後、制度的な意味で申し上げますと、流通の部分とかであれば、例えば漁獲証明の制度をどうするかみたいなことについては改革の中でも検討するという事になっていくということでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかに。

中田委員、お願いします。

○中田特別委員 今の話でちょっと感じてしまったことなんですけれども、漁業者から、例えば情報をいろいろ吸い上げるようにしますよね、今度。その情報を集めやすくするためには、集められた情報を、やっぱり漁業者が利用できるような形で返していくとか、漁業者の得意になるようなことというのを考えていかなければいけないと思うんですね。それはまた漁業者の所得向上に資するみたいなのところにもつながっていくと思うので、きょうのこの話ではないかもしれませんが、ぜひ今後考えていただければなと思いました。

○山下部会長 ありがとうございます。

お答えありますか。

○漁場資源課長 漁場資源課長です。

今の中田委員からの御指摘ですけれども、水産庁としては、資源評価の制度を上げるということで、漁業者からの漁獲の情報であるとか水揚げ情報とか、これまで以上にもう少しシステムチックに収集できるようにしたいというふうに考えております。

他方で、今御指摘がありましたように、漁業者の方から見て、ただデータをとられるだけということでは、なかなかデータ収集もままならないですし、あと、漁業者の方々の負担が増すばかりですので、漁業者の方にもメリットのあるような形にしていくということで、本年度から予算をいただいて、そういう漁業者から情報を集めるとともに、それを操

業の効率化であるとか漁業者の方々にフィードバックするようなアプリの開発とか、そういうことに着手をしております、引き続きそういった取り組みを通じてデータ収集していくとともに、漁業者の方にもそれを利用していただくという体制の構築ということを検討していきたいと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この漁業法改正の説明については以上とさせていただきます、次の議題、その他ですけれども、事務局から報告事項等ありましたらお願いいたします。

○捕鯨室長 それでは、捕鯨室長の高屋でございます。今後の捕鯨政策について御説明させていただきます。

資料のほうは、お手元の資料7、今後の捕鯨政策というもので進めさせていただきたいと思えます。ちょっと縦と横のものが混在しており、大変見にくくて申しわけございませんが、よろしくをお願いいたします。基本的に説明は、この最初の1ページのところに沿って説明させていただきます。

報道等で皆様、もう御承知のとおり、我が国は昨年12月26日にIWCの寄託政府であるアメリカ政府に対して脱退の通告を提出いたしました。

我が国の、まず商業捕鯨に対する基本的な考え方といたしましては、鯨類を含む水産資源、鯨に関して特別扱いするのではなくて、科学的根拠に基づき持続的に利用すべきものだというふうを考えております。また、こういった考え方というのは不変で、ほかのものに対しても同じような考え方をしていくべきだという、これがまた拡大されるということについては非常に危惧を有しております。

IWCの現状でございますけれども、このIWC、もともと持続可能な利用のためにIWCに加盟しまして、このIWC自体が商業捕鯨の秩序ある発展というものを目的とした条約でございますが、現時点では過半数を占める反捕鯨国で保護を優先する政治的な立場ということからも、あらゆる捕獲に対して反対しているという状態です。

もともと、今、商業捕鯨モラトリアムというものが課されておりますが、これも1990年までに見直しを行うということになっておりましたが、これも行われず、将来的にもちょっとこれが見直されるというふうな要素はありません。ちなみに、国際捕鯨委員会、こういう大きな決定に関しましては投票国の4分の3の決定が必要ということで、現在加盟国、89カ国ございまして、現状においては鯨類の持続的利用を支持する国も反捕鯨の国も4分

の3には達している状態にないという状況です。

日本はこれまでずっと、商業捕鯨再開を目指しまして30年以上交渉してまいりました。しかし、こうした反捕鯨の国の歩み寄りはなく、いろんな提案を行ってきて、反捕鯨に関する、なぜそういうことに関しての歩み寄りができないのかという点につきましてのアンケートをとったりとか、それから、それを踏まえてのIWCのあり方の議論というようなもの、それを経まして最終的に議論の立場が違うということ踏まえて、立場が違うものがどのようにIWCを運営していけばいいのかというふうな提案を今年のIWCにおいて行いました。しかし、これに関しても全く歩み寄りがないということで、そもそも立場の違うものの共存の可能性というものが無いということが明らかになりまして、これを受けまして、最終的に我が国は年末に国際捕鯨取締条約から脱退し、以下の方針に基づきまして、ことしの7月から商業捕鯨を再開するという決定をいたしました。

ICRW、国際捕鯨取締条約の規定に基づきまして、昨年12月末に脱退を通告いたしますと、本年の7月から商業捕鯨を再開することができる。脱退の効力が発生するのは6月末ということになります。当面の間、本年の7月に再開する、この商業捕鯨の対象海域は、我が国の領海及びEEZ、そして現在の鯨類科学調査は終了いたします。もともと商業捕鯨を再開するために行っていた調査でございますので、今後、非致命的調査と商業捕鯨から得られたデータというものを十分に活用していきたいというふうに、用いて科学的知見を収集していきたいというふうに思っております。

対象となる資源、鯨種に関しましては、今までの調査を通じまして十分な資源量が確認されている種を対象ということで、ミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラを想定しております。捕獲枠に関しましては、IWCで採択された、これは捕鯨国、反捕鯨国、全ての国が合意してつくられた捕獲頭数の算出方法を用いて出した数値ということ、そしてまた、IWCを脱退しますけれども、国際的な協調という観点からIWCの科学委員会への参加とか、持続的利用支持国との協力関係というものはしっかり継続していくというふうな方針で進めていくということとなっております。

次のページのところで、これに先立ちまして、12月26日に内閣官房長官の談話を提出いたしました。これに関しましては、今申し上げたようなところが書いてございますので、ちょっと説明のほうは割愛させていただきます。

今後の再開後の捕鯨の姿というところで文章のほうがついております。

操業形態といたしましては、これは漁業者さんが最終的に、商業捕鯨でございますので

やることになりますので、どのようになるかということとはなかなか明確にはならないのですが、今までの要望等を踏まえますと、沖合操業、母船式捕鯨の操業というものが沖合において行われるということ、それから沿岸で小型捕鯨、これは、今までツチクジラを対象とした商業捕鯨を行ってきた捕鯨業者が、これにミンククジラを加えるような形で、北海道、それから青森、宮城、和歌山、千葉なんかで操業を行うんじゃないかなと、こちらのほうは小型捕鯨ですので、基本的に日帰りの操業というものを想定しています。こういったものが行われるだろうというふうに考えております。

対象鯨種といたしましては、先ほど申し上げましたようにミンク、ニタリ、イワシでございまして、沖合ではミンク、ニタリ、イワシ、それから沿岸ではツチクジラに加えて、今回ミンククジラが入るということになります。

捕獲枠、これは漁業種類ごとに農林水産大臣が決定するんですけども、具体的な捕獲枠は、先ほど申し上げましたようにIWCで採択された方式で計算するというので、現在計算中でございます。

操業水域のところなんですけれども、これでやるよりも、ちょっと6ページのほうに移らせていただいて、絵のほうで今のお話を書かせていただいておりますけれども、我が国のEEZのところでは鯨の系群の絵がございまして、日本海にいるミンククジラと、それから北西太平洋沖合、オホーツク系群のミンククジラに分かれまして、今回、主として対象とするのはオホーツク系群のミンククジラ、それから、系群1つとなっているニタリクジラ、イワシクジラを対象として、我が国のEEZの中で操業していくという形になります。ミンククジラ、イワシクジラは北の鯨なので北のほうで、そして、ニタリクジラのほうは南のほうにもおりますので、太平洋のほうも広く対象となるのではないかというふうに想定しております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました資料について、御意見、御質問などございませんでしょうか。

若狭委員、お願いします。

○若狭特別委員 本件、IWCからの脱退の是非についてということではないのですが、関連して質問なんですけれども、日本は水産庁は別に鯨だけじゃなくて、ほかの国際条約、マルチもあれば二国間もあるんですけども、そういうものに対する影響という

のはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。その質問だけ、1つお願いします。

○山下部会長 今回の脱退がほかのところに及ぼす影響という意味。

○若狭特別委員 いい影響があればいいんですけども、どちらかという悪い影響のほうが多いんじゃないかと心配しております。

○山下部会長 では、お答え、お願いします。

○捕鯨室長 IWCという会議、非常にほかの漁業の会議と大きく異なる場所というのは、まず漁業を行っていない内陸国というのが非常に多く参加しているということ、それから、特に反捕鯨国を中心となりますけれども、基本的に漁業当局ではなくて、環境とか保護という、その他の担当者が出席しているということで、はっきり言って今の状態というのは漁業の会議というふうな状態にはなっていないという状態でございます。そういう意味で言うと、漁業関係者、漁業当局が参加する会議には現状なっていないことから、ほかの漁業への会議というものの影響というのは余り大きくはならないのではないかとということ、それから、今御指摘のありましたようなことが起こらないように、関係国へきちんと丁寧に説明していくということが必要だというふうに思っております。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

○若狭特別委員 ありがとうございます。私も国際会議のほうへちょこちょこ出させていただいて、水産庁国際関係の方、非常に厳しい交渉をされているので、また何か、一生懸命やられている方の逆に足を引っ張るようなことになるのもいかなものかなと。いい影響だけで、悪い影響が出ないのを祈っているというだけでございます。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 佐藤でございます。

この官房長官談話が今のところ日本のメッセージになっていると思うんですけども、ぜひここから、なぜ今かという、この時代なのかということが、やっぱり世界に通じるような言葉も入るとよろしいんじゃないかと思ひまして、やはり今、新聞、それから教育界で非常に出ているSDGsという国連開発目標、持続的な利用、あるいはマイノリティーの人たちにもチャンスがあるとか、日本が今回のことで味方にできるメッセージがたくさん入っているSDGsを、ぜひこれから世界に語りかけるときのメッセージに入れていた

だいて、また国内でも、産業界も随分SDSsにかかわるようになってきていますので、入れていただくと、より幅広い理解と、日本の今後に対しての応援団もふえるのではないかと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、時間の関係もありますので、この辺でその他の本件の質疑を終わらせていただきたいと思います。

それで、私、ちょっと振り返って追加させていただいて大変恐縮なんですけれども、最初の議題のところでは女性の活躍の話で自分で発言したんですが、言葉足らずだったので、ちょっとつけ加えさせてください。

先ほど事務局から、どちらに入れるかという話があって、どっちも入れていいんじゃないかという話だったんですが、そのときに申し上げようと思っていましたのは、教育のところ、特集のところではフィッシュガールという、水産高校生の女子学生がマグロの解体をすると、これは非常に女性の活躍としてアピールできるというふうに思います。

もう一つ、もし後で機会があったら情報提供したいと思ったのは、昭和20年生まれの方が、ある漁師塾、女性ですけれども行って、それで触発されて、中学卒業だったんですが、このたび高校を卒業する。やっぱり自分も勉強しようという気になったと、そういうふうな副次的な教育効果というものもあるということも、後でちょっと情報提供させてもらって、白書に入れてもらえるかどうかはわからないんですけれども、それはちょっと追加させていただきたいと思いました。勝手に追加しましてすみません。

それで、ほかにも何か、先ほど言い足りなかったこととかありましたらお伺いいたしますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局のほうからお願いします。

○企画課長 本日はありがとうございました。

多数いただきました御意見を踏まえまして、事務局のほうで平成30年度水産白書（案）及び、その諮問事項になります平成31年水産施策案を作成いたしまして、次の企画部会で御意見等をいただきたいと考えております。

今回の企画部会につきましては4月上旬頃に開催させていただきたいと考えておりますけれども、具体的な日程につきましては改めて調整をさせていただきたいと考えております。

その後の予定でございますけれども、次回の企画部会での御意見等を踏まえまして上で、5月下旬から6月上旬に閣議決定をして国会提出を行いたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、非常に御多忙の折、企画部会に御出席いただきまして、貴重な御意見、御助言をいただきました。誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、今回は4月上旬ということで、東京では桜見物も兼ねていただけるのではないかと思います。

以上をもちまして本日の企画部会、終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。